

# 鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会  
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16  
 編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622  
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>  
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2015年(平成27年)

April 4月号

## 年末年始建設業一斉監督の実施結果について



浜競馬【いちき串木野市】(写真提供者：村山 隆 氏)

## 目次 CONTENTS

さくらじま	1
年末年始建設業一斉監督の実施結果について	2~3
有期労働契約の特例を定める特別措置法の施行について	3
雇用にあたっての留意点	4
災害に学ぶ～スレート屋根を踏み抜き、墜落災害へ～	5
労働基準関係人事異動	6
事業主の皆様、早めにハローワークへ雇用保険の手続きを…	7
平成26年業種別死傷災害発生状況（未確定）	7
「労働条件相談ほっとライン」のご案内	8

## さくらじま

祖父として、二人の孫娘たちの入浴、食事、オムツ交換、寝かしつけなど、ひと通りできるようになり、娘たちからはそれなりの信頼を得ているが、これらは積極的に行わないよう心がけている。二つ返事で引き受けることで、娘たちからベビーシッターのように利用されることを懸念しているからである。

ほんの少しだけ育児のお手伝いをしただけであるが、やはり子育ては想像以上に大変であることを実感している。働いている母親にとっては、子どもが熱を出したときなど、自由に休める労働環境や職場の理解がないと、とても仕事と育児の両立はできないことも痛感した。

うわさの健康情報 シリーズ「睡眠を考える」	9
平成27年度労働保険年度更新のお知らせ	10
平成27年度緑十字賞表彰制度のご案内	10
「転倒災害プロジェクト2015」のご案内	11~12
第16回ライン管理者コーチングセミーを受講して	13
平成26年度鹿児島県労働災害防止研修会を開催しました	14
車両系建設機械（解体用）	
運転技能特例講習・出張講習開催のご案内	15
平成27年5月の講習開催のご案内	16

意外であったが、孫たちに絵本を読んであげると、たいそう興味を示し、こちらが疲れ果てるほど、何度も「もう1回、読んで」と催促される。ノンフィクション作家の柳田邦男さんが、子どもの心にふるさとをつくるためにも、絵本の読み聞かせは重要であると説いていることなどにも合点がいく。

孫が暮らす100年後の世界はどうなっているか、著名な経済学者たちが未来を予測した書籍によると、衰退に至ると警告する一方で楽観論もあり、確たる予測は困難なようである。

いずれにしても子どもたちは明るく元気に、そしてたくましく育ってほしいと願っていたところ、孫たちは大声ではしゃぎながら、部屋中を走り回っている。まるで座敷わらしのよう。

## 年末年始建設業一斉監督の実施結果について

＜監督指導を実施した190現場のうち  
95現場（50.0%）で法違反を確認＞

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局では、平成26年12月1日から平成27年1月30日までに管内5つの労働基準監督署において建設現場に対する一斉監督を実施し、その結果を下記のとおり取りまとめました。

### 記

#### 1 趣旨

建設業の労働災害件数は、製造業に次いで多く、平成26年においては、全体の約16%を占めています。また、死亡労働者数は6人で、全産業（21人）の中で最も多くなっています。

また、年末年始は、①年度末に向けての建設工事が大量に発注され、工事全体が慌ただしくなる時期であり、加えて②建設工事における普段の作業内容や生活リズムが変化する時期もあり、不測の災害の発生が懸念されるところです。

このため、鹿児島労働局においては、建設業の労働災害防止を重点項目として年間を通して監督指導等に取り組んでいるところですが、年末年始における建設現場の労働災害を防止し、建設業における一層の安全衛生水準の向上を図るため、一斉監督を実施したものです。

#### 2 監督指導現場

管内5つの労働基準監督署において、期間中に施工していた190現場（元請及び下請事業場の合計243事業場）に対して監督指導を行い、法違反等が認められた事業場に対して、文書交付等による行政指導を行いました。

#### 3 監督指導状況

##### （1）違反状況（別添1「監督実施状況」参照）

監督指導を実施した190現場のうち95現場（50.0%）において、労働安全衛生法違反が認められました。昨年の実施結果（52.5%）に比べて、違反率が2.5ポイント低くなっています。

重大な違反としては、以下のものが認められました。

ア クレーン機能付きバックホウでブロックを吊り上げていたが、玉掛けの業務を無資格者に行わせていたもの（土木・国発注）

イ 移動式クレーンの運転と玉掛け業務を無資格者に行わせていたもの（建築・民間発注）

ウ 車両系建設機械（ドラグショベル）の運転を無資格者に行わせていたもの（土木・県発注）

エ 足場の組立等作業を行わせる際に、技能講習を修了した足場の組立等作業主任者を選任しないで作業を行わせていたもの（建築・民間発注）

また、作業床の端の墜落防止措置、足場の作業床の手すり等を設けないで作業を行わせていたため、作業停止命令等を行った現場が19現場認められました。

実施結果の詳細は、次のとおりです。

- 作業主任者未選任・就業制限違反 6現場
- 使用停止・作業停止命令に該当する違反19現場
- 違反の多かった事項
  - ① 足場・作業床の墜落防止に関する違反92件
  - ② 元請の現場の統括安全管理に関する違反29件
  - ③ 建設機械等の点検・検査に関する違反18件
  - ④ クレーンの点検・検査に関する違反13件
- (2) 発注機関別違反状況（別添2「発注機関別違反状況」参照）
  - 発注機関別の違反率は、民間が65.9%と最も高く、次いで、国58.8%、県45.5%、市町村42.0%となっています。

#### 4 今後の方針

全産業における平成26年の死傷者数（速報値）は1,671人であり、前年同期と比較して15人（0.9%）減少しました。建設業は265人であり、前年同期と比較して35人（13.2%）減少しています。

しかしながら、全産業における死者数は21人で前年と比較して9人（42.9%）増加しました。建設業における死者数も6人となり前年と比較して1人（16.7%）増加し、全産業の中で最も多く全死者数の約3割を占めています。

鹿児島労働局においては、建設業における労働災害防止を図るために、今後とも管内の労働基準監督署において的確な監督指導を実施するとともに、各事業場における安全管理の徹底を呼びかけていくこととしています。

## 別添1 監督実施状況

	監督実施現場数	法違反現場数	重大・悪質現場数	使用停止等現場数	違反率
土木	114	51	3	5	44.7%
建築	76	44	3	14	57.9%
合計	190	95	6	19	50.0%

## 別添2 発注機関別違反状況

工事別／発注機関		国	県	市町村	公社公団等	民間	計
土木	監督現場数	14	75	22	1	2	114
	違反現場数	9	34	8	0	0	51
	うち重大悪質・使用停止	1	7	0	0	0	8
	指導票のみ	2	10	1	0	0	13
	違反率	64.3%	45.3%	36.4%	0.0%	0.0%	44.7%
建築	監督現場数	3	2	28	1	42	76
	違反現場数	1	1	13	0	29	44
	うち重大悪質・使用停止	0	1	5	0	11	17
	指導票のみ	2	0	3	0	4	9
	違反率	33.3%	50.0%	46.4%	0.0%	69.0%	57.9%
計	監督現場数	17	77	50	2	44	190
	違反現場数	10	35	21	0	29	95
	うち重大悪質・使用停止	1	8	5	0	11	25
	指導票のみ	4	10	4	0	4	22
	違反率	58.8%	45.5%	42.0%	0.0%	65.9%	50.0%

## 有期労働契約の特例を定める特別措置法が4月1日から施行されます

鹿児島労働局監督課

有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図ることを目的に、「無期転換ルール」を定めた改正労働契約法が平成25年4月から施行されていますが、この度、「無期転換ルール」の特例を設ける「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」が4月1日から施行されることとなりました。その内容は次のとおりです。

## 主な内容

## 1 特例の対象者

- I) 「5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務」に就く高度専門的知識を有する有期雇用労働者
- II) 定年後に有期契約で継続雇用される高齢者

## 2 特例の効果

特例の対象者について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間（現行5年）を延長⇒次の期間は、無期転換申込権が発生しないこととする。

- ① Iの者：一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く期間（上限10年）
- ② IIの者：定年後引き続き雇用されている期間

## 3 施行期日 平成27年4月1日

\*特例の適用に当たり、事業主は、

- ① Iの者について、労働者が自らの能力の維持向上を図る機会の付与等
  - ② IIの者について、労働者に対する配置、職務及び職場環境に関する配慮等の適切な雇用管理を実施すると共に、労働局の認定を受けることが必要です。
- 詳細は、鹿児島労働局監督課にご確認下さい。

# 雇用にあたっての留意点

鹿児島労働局企画室

**Q 労働者を雇い入れる際、労働条件について気をつけなければならない法律がありますか。**

**A** 労働基準法（以下、「労基法」とします。）等に、主に次のような規定があります。なお、最新の条文の確認については、e-Gov（イーガブ、電子政府の総合窓口、<http://www.e-gov.go.jp/>）の法令検索サービスが便利です。

## 【労基法第13条（この法律違反の契約）】

労働契約の中で、労基法の基準に達しない労働条件を定める部分は無効となり、無効になった部分は労基法で定める基準によることとなります。例えば、事業者が「うちには年休はない。」と労働者に対して通知をしても、労基法に従って年次有給休暇を付与する必要があります。

## 【労基法第14条（契約期間等）】

労働契約の期間を定める場合は、原則として期間を最長3年に制限しています（この他、期間の定めのない契約も可能です）。なお、厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識を有する労働者及び満60歳以上の労働者との労働契約については5年とされています。

また、一定の事業の完了に必要な期間を定めるものや同法70条の職業訓練の特例に関するものは例外となり、この規定による制限はありません。

## 【労基法第15条（労働条件の明示）】

労働契約締結の際（契約期間満了後の契約更新の際も該当します）に労働条件の明示が義務付けられていますが、①労働契約の期間、②就業の場所及び従事すべき業務、③労働時間に関する事項、④賃金に関する事項、⑤退職（解雇）に関する事項等法定の事項については、書面の交付によって行わなければなりません（詳細につい

ては、労基法施行規則第5条参照）。さらにパートタイム労働者については、これに昇給、賞与、退職金の有無も加わります（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条、同法施行規則第2条参照）。厚生労働省では、その際に明示すべき労働条件を記載した「労働条件通知書」のモデル様式等を作成しておりますので、ご活用ください（入手先：各労働基準監督署等の窓口や厚生労働省ホームページ内「主要様式ダウンロードコーナー」(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/index.html>)。なお、労基法第15条に基づいて明示された労働条件が事実と異なる場合は、労働者は即時に労働契約を解除できることとされていますので、十分ご注意ください。

おって、労働契約法第4条に労働契約内容の確認に関する規定もあります。

## 【労基法第106条（法令等の周知）】

雇入れ時に限られるものではありませんが、労基法や同法の施行規則などの命令の要旨、就業規則等は、書面の交付または各作業場への備え付け等法定の方法で周知しなければなりません。就業規則については、労基法第89条（作成及び届け出の義務）に規定があります。

## 【労基法におけるその他の規定】

また、労基法では、強制労働（第5条）、違約金・損害賠償額の予定等（第16条）、前借金相殺（第17条）、強制貯金（第18条）の禁止が規定されています。

## 【労基法以外の法令等】

労働組合法第7条では、不当労働行為について定められていますが、雇入れに関する事項もあります。

この他、労働者の安全衛生に関する法律や雇用保険の手続き等もありますので、ご留意ください。

（鹿児島労働局企画室）



# 災害に学ぶ スレート屋根を 踏み抜き、墜落灾害へ

鹿児島労働局健康安全課

## 【はじめに】

近年、再生可能エネルギーとしての太陽光発電設備の設置が盛んに行われています。

今回紹介する災害も、太陽光発電設備をスレート屋根に設置する工事で発生したものです。

## 【災害発生状況】

災害が発生した現場は、鉄骨平屋建てスレート屋根葺きの自動車修理工場に、太陽光発電設備を設置するものでした。屋根は、南北に細長い切妻屋根でした。

工事の請負形態は、元請と一次下請で、被災者は一次下請の労働者でした。

災害発生の前日までに、屋根の南側に縦0.8メートル、横1メートルの太陽光パネル144枚の全ての設置が終了していました。

太陽光パネルを設置すると屋根上の作業は、配線などの仕上げの作業等を残すのみでした。

なお、太陽光パネルの設置が終了した日まで、スレート屋根には、歩み板と親綱が設けられ、作業者は、安全帯を親綱と連結して歩み板に乗って作業していました。

ところが、歩み板と親綱を、「太陽光パネル設置のため使用した移動式クレーンがあるうちに撤去した方が効率的である」との判断で災害発生の前日に撤去しました。

そういうわけで、災害発生当日、スレート屋根上には、何らの墜落防止措置がありませんでした。

災害発生当日は、一次下請の労働者5人のみで、地上作業とスレート屋根上の作業に別れ配線作業等を行いました。

午後2時30分頃、写真撮影のため一人でスレート屋根上にいた被災者が、屋根の棟付近のスレート屋根を踏み抜いて縦0.7メートル、横1.6メートルの穴を開け、約8メートル下のコンクリート床の深さ1メートルのピット内に墜落しました。

被災者は、上肢、腰部及び下肢を複雑骨折する大けがを負いました。

## 【災害発生原因】

- 1 太陽光パネルを設置した後も、スレート屋根上での作業があるにもかかわらず、墜落防止措置である歩み板や親綱を撤去したこと。
- 2 元請の責任者が被災時に現場に不在で、墜落防止措置の状況を確認せず、必要な措置を講じていなかったこと。

## 【再発防止対策】

- 1 スレート屋根上での作業が終了するまでは、スレートを踏み抜かないための措置を保持すること。
- 2 元請は、下請の労働者がスレートの踏み抜かないための措置を設けていない等の労働安全衛生法等に違反することのないよう指導すること。

## 【おわりに】

今回の災害では、被災者が約9(8+1)メートルの高さから、コンクリート製のピットに墜落したものの、死亡するという最悪の事態は免れました。

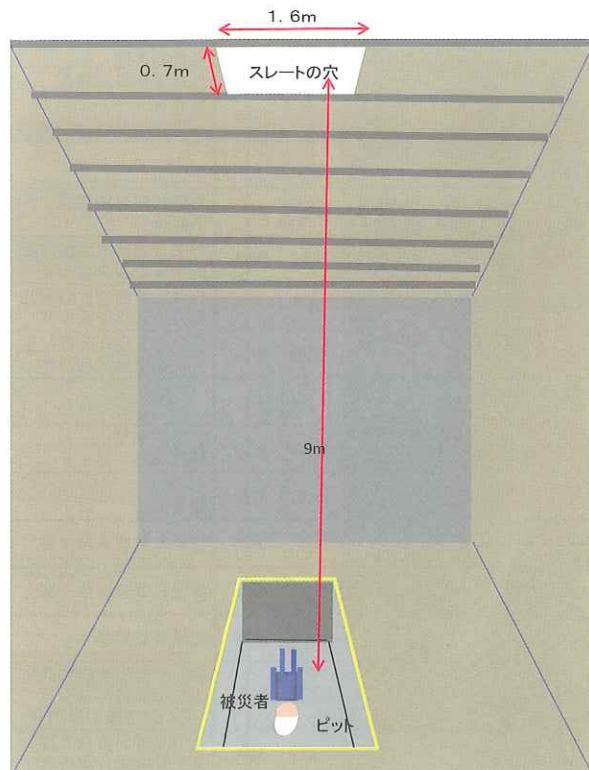
おそらく、保護帽をきちんと着用していたため頭部への衝撃が緩和されたことと、ピットに墜落する前に、手足がコンクリート床に激突し、墜落の衝撃が手足に分散されたと想定されます。

しかしながら、同様のケースで繊維強化プラスチックの波板を踏み抜き10メートル下の床面に墜落し、死亡したという災害も発生しています。

今回の現場においては元々墜落防止措置が設置してあったのに、これを早々と撤去した状態でスレート屋根に上がって被災したわけであり、背景には、「スレート屋根上での主な工事は終了しており、作業は写真撮影だけである」、「移動式クレーンがあるうちに歩み板と親綱を撤去した方が効率的である」という安全軽視の油断があったのではないでしょうか。高所で作業すれば、墜落の危険は最後の最後まで付き物です。

同様な作業を行う工事関係者の皆さんには、是非、工事終了まで油断することなく作業していただきますようお願いいたします。

イチ メートル ハ イチメイ トル



## 労働基準関係人事異動

新官職	氏名	現官職	新官職	氏名	現官職
鹿児島労働局			労災第一課 補償係長	川畠 政和	鹿屋署労災課 補償係長
総務部			労災第一課 補償係長	猪原 健作	総務部総務課 会計主任
総務部長	中山 真司	中央労働委員会事務局審査課 訟務官（併）第一部会担当審査総括室労働専門職	労災第一課	中木原真理	熊本局より転入
総務課			労災第二課 労災保険給付調査官	上田 祐作	川内署労災課 労災保険給付調査官
人事係長	柿薗 勝哉	総務部労働保険徴収室 徴収第一係長	労災第二課 補償係長	中野 謙貴	鹿児島署労災第二課 補償主任
会計主任 (会計第一係)	大村 洋一	鹿児島署労災第一課 労災保険給付調査官	川内労働基準監督署		
(会計第三係)	南 里沙	佐賀局より転入	署長	上ノ原 勉	労働基準部監督課 主任地方労働基準監察監督官
労働保険徴収室			監督課長	磯元 昭二	総務部労働保険徴収室 労災保険給付調査官 (併) 労働保険適用指導官
室長補佐	宝満 厚氏	労働基準部 賃金室長補佐	監督課 地方産業安全専門官 (併) 庶務係長	勇 知孝	鹿児島署安全衛生課 地方産業安全専門官
労災保険給付調査官 (併) 労働保険適用指導官	松下 亮二	鹿児島署 労災第一課長	監督課	井手口真人	鹿屋署安全衛生課
労働保険適用指導官	前野 吉春	鹿児島署 安全衛生課長	労災課	森 達彦	鹿児島署労災第一課 補償係長
適用第二係長	福重みゆき	総務部総務課 会計主任	鹿屋労働基準監督署		
労災保険給付調査官 (併) 地方徴収専門官	三尾野敦裕	鹿屋署 労災課長	署長	大澤 隆	川内署長
徴収第一係長	小門 隆志	総務部労働保険徴収室 適用第二係長	監督課	椎葉 宏祐	名瀬署監督・安衛課
労働基準部			監督課	松延 智子	佐賀局より転入
労働基準部長	吉野 英信	労働基準局補償課中央社会復帰指導官（併）労働基準局労災保険業務課	安全衛生課長	上村 一高	鹿児島署 第三方面主任監督官
監督課			安全衛生課	児玉 啓	名瀬署監督・安衛課
課長	綿貫 直	島根労働局 労働基準部 監督課長	労災課長	勝田 清人	名瀬署 労災課長
主任地方労働基準監察監督官	水溜 栄作	加治木署長	労災課 労災保険給付調査官	和田かおり	加治木署労災課 労災保険給付調査官
賃金室			加治木労働基準監督署		
室長補佐	山下 芳章	労働基準部労災補償課 地方労災補償監察官	署長	榎園 和彦	労働基準部健康安全課 主任地方労働衛生専門官
健康安全課			安全衛生課 地方産業安全専門官	赤木 章寛	川内署監督課 地方産業安全専門官 (併) 庶務係長
課長	山崎 秀一	鹿屋署長	労災課	中吉 拓郎	鹿児島署労災第一課
主任地方労働衛生専門官	内田 直人	労働基準部 健康安全課長補佐	名瀬労働基準監督署		
課長補佐	福元 英幸	総務部 労働保険徴収室長補佐	監督・安衛課	酒匂 祐作	埼玉局より転入
労災補償課			監督・安衛課	山田 真大	川内署監督課
課長	林田 淳一	労働基準局総務課 予算係長	労災課長	小城 太	総務部総務課 人事係長
地方労災補償監察官	上村 輝己	労働基準部労災補償課 労災医療指導監査官	転出等		
労災医療指導監査官	東 博孝	労働基準部労災補償課 地方労災医療監察官	大臣官房統計情報部企画課長補佐 (併) 大臣官房統計情報部企画課審査分析室	上澤 宏史	総務部長
地方労災医療監察官	栗野 和弘	総務部労働保険徴収室 労働保険適用指導官	奈良労働局 総務部長	小泉 明久	労働基準部長
鹿児島労働基準監督署			石川労働局 雇用均等室長	細田 豊	労働基準部 労災補償課長
署長	稻富 正則	労働基準部 監督課長	福島労働局 福島労働基準監督署 第三方面	増田 憲太	鹿児島署第一方面
第三方面主任監督官	秋山 芳徳	川内署 監督課長	北海道労働局 札幌東労働基準監督署 安全衛生課	田代 祥一	鹿児島署第三方面
第一方面監督係長	清水 孝則	加治木署安全衛生課	退職		
第三方面	高橋 彩花	鹿児島署労災第一課	退職 (平成27年3月31日付)	上田 裕久	労働基準部 健康安全課長
安全衛生課	永田 章裕	鹿屋署監督課	退職 (平成27年3月31日付)	上田 拓夫	鹿児島署長
労災第一課長	夏迫 和久	総務部労働保険徴収室 労災保険給付調査官 (併) 地方徴収専門官			
労災第一課 労災保険給付調査官	濱田 大我	鹿児島署労災第二課 労災保険給付調査官			

## 事業主の皆様、早めにハローワークへ雇用保険の手続きを！

鹿児島労働局職業安定課

- 労働者を雇用した場合（週20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる場合）は、「被保険者資格取得届」を提出します。（翌月10日まで）
- 離職により被保険者で無くなった場合は、「被保険者資格喪失届」「離職証明書」の提出により、本人への離職票の交付が必要となります。（離職日の翌日から10日以内）
- 雇用継続給付（高齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付）に関する受給資格確認及び支給申請の届出等については、申請期限が決められています。事業主の皆様が被保険者に代わって手続きを行なうよう、ご協力をお願いいたします。
- 各種手続きは、インターネットを利用して電子申請を行うことができます。

オンライン申請ガイドブックは、ハローワークの窓口及び電子政府の総合窓口 e-Gov (<http://www.e-Gov.go.jp/>) を問合せ先 県内各ハローワークご利用ください。

## 県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【27年1月末現在】

県内有効求人倍率0.80倍 全国平均有効求人倍率1.14倍

- 「有効求人倍率」とは、ハローワークで職を求めている求職者に対して、求人がどれくらいあるかという率です。平成27年1月末は、0.80倍なので、例えると、職を求める人100人に対して80人分の求人しかないという状況にあります。

また、職種別に見てみると、事務的職業（0.29倍）は更に厳しい状況にあります。

一方、サービスの職業（1.53倍）、うち介護サービスの職業（1.47倍）、接客・給仕の職業（2.13倍）等、人手不足が深刻な職業もあります。

## 平成26年 業種別死傷災害発生状況（未確定）

	平成26年		平成25年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1704	21	1709	12	-5	9
1 製造業	344	4	349	1	-5	3
1 食料品製造業	218	2	207		11	2
4 木材・木製品製造業	20		20			
9 窯業土石製品製造業	14		21		-7	
11～12 金属製品製造業	20		12		8	
13～15 機械器具製造業	24		24			
上記以外の製造業	48	2	65	1	-17	1
2 鉱業	4		5		-1	
3 建設業	265	6	307	5	-42	1
1 土木工事業	90	3	116	3	-26	
2 建築工事業	153	3	156	2	-3	1
3 その他の建設業	22		35		-13	
4 運輸交通業	221	3	211		10	3
1 鉄道・航空機業	5		6		-1	
2 道路旅客運送業	27	1	16		11	1
3 道路貨物運送業	189	2	188		1	2
4 その他の運輸交通業			1		-1	
5 貨物取扱業	13	1	9		4	1
1 陸上貨物取扱業	4		1		3	
2 港湾運送業	9	1	8		1	1
6 農林業	86	2	94	3	-8	-1
1 農業	39	1	42		-3	1
2 林業	47	1	52	3	-5	-2
7 畜産・水産業	85	1	92	1	-7	
8 商業	257	1	226		31	1
1 鉄売業	41		42		-1	
2 小売業	190	1	161		29	1
3 理美容業	1				1	
4 その他の商業	25		23		2	
9 金融・広告業	12		23		-11	
11 通信業	12		15		-3	
12 教育・研究業	12		14		-2	
13 保健衛生業	194		162		32	
1 医療保険業	79		58		21	
2 社会福祉施設	107		101		6	
3 その他の保健衛生業	8		3		5	
14 接客娯楽業	111	3	116	1	-5	2
1 旅館業	32	1	29	1	3	
2 飲食店	53	2	57		-4	2
3 その他の接客娯楽業	26		30		-4	
上記以外の事業	88		86	1	2	-1
10 映画・演劇業			1		-1	
15 清掃・貯蓄業	51		40		11	
16 官公署	1		1			
17 その他の事業	36		44	1	-8	-1
陸上貨物運送事業（4～3・5～1）	193	2	189		4	2
第三次産業（8～17）	686	4	642	2	44	2

① 死傷者数は、12月末までに発生した労働災害発生件数を3月7日締めで集計したもの。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

③ 死亡者数は、各労働基準監視署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

## 雇用管理に役立つ助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

## 【トライアル雇用奨励金】

- ハローワークでは雇用に関する各種助成金を取り扱っています。

「トライアル雇用奨励金」とは、職業経験や技能知識等から安定的な就職が困難な求職者について、常用雇用へ移行することを目的に、適性や可能性を見極めるために、一定期間試行雇用した場合に、奨励金を支給するものです。（月額最大4万円×3カ月以内）

活用するには、予めハローワークにトライアル求人を提出し、ハローワーク等の紹介により雇用することが必要です。

その他、支給にあたり条件等ありますので、詳細は県内各ハローワーク又は鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。



## 安全衛生教育促進運動

「イラストレーター：ミヤヒデタカ」



# 「労働条件相談ほっとライン」の周知について

(公社)鹿児島県労働基準協会

会員事業場様

平成27年2月17日付け厚生労働省労働基準局監督課より平成27年度においても「労働条件相談ほっとライン」の開設予定があることから、同事業（下記リーフレット参照）の周知について依頼がありましたのでお知らせ致します。



## [お知らせ]

### 鹿児島支部労働保険事務組合委託事業主の皆様へ

平成26年度労働保険料は、すべて国に納付しましたのでお知らせいたします。

皆様のご協力に感謝申し上げます。

平成27年度につきましても、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

# うわさの健康情報

シリーズ「睡眠を考える」

ヘルスサポートセンター鹿児島

## （その3）「快適な睡眠のための7箇条」

### 「快適な睡眠のための7箇条」

#### （3）快適な睡眠は、自ら創り出す

- 夕食後のカフェイン摂取は寝付きを悪くする
- 「睡眠薬代わりの寝酒」は、睡眠の質を悪くする
- 不快な音や光を防ぐ環境づくり、自分にあった寝具の工夫  
カフェインは、コーヒー・紅茶・日本茶・ココア・コーラ・栄養ドリンクなどに多く含まれています。



カフェインが眠気を覚ます作用は、4～5時間持続します。寝付きが良くない方は、就寝前4時間はカフェイン摂取を避けるべきです。

カフェインは利尿効果もありますので、尿意で目が覚める原因にもなります。

睡眠薬代わりにアルコールを飲むと、寝付きはよくなりますが、夜間後半の睡眠が浅くなって、途中で目が覚めることが増えます。このようにアルコールは睡眠の質が下がりますので、睡眠薬代わりの寝酒はおすすめできません。

特に、寝付けないことが、うつ病などの病気が原因であった場合、寝酒の酒量がどんどん増えて、アルコール依存症などの精神疾患を更に引き起こしてしまいます。

また、睡眠薬を使用している方は、飲酒すると、薬の作用が強まって、記憶障害・ふらつき・尿失禁などの副作用が出ることがありますので、飲酒してはいけません（このような副作用が起こりにくい睡眠薬もあります）

快適な睡眠のための環境づくりとして、不快な音や光を防ぐ環境づくりや自分にあった寝具を使うなど工夫することが推奨されます。日中に睡眠をとらざるを得ない方は、寝室に遮光カーテンを用いるとよいでしょう。

健康第一 クロ葉さん♪

ヘルスサポートセンター鹿児島 保健師さん作成の漫画です。次回もお楽しみに！

**Panel 1:** A man in a blue pajama top holds a glass of beer and a bottle, smiling. A speech bubble says: 「明日のためにぐっすい寝っどー！寝る前の最後の一杯!! こいがおいの薬じや」

**Panel 2:** The same man is now lying in bed, sweating and looking confused. A speech bubble says: 「ん！今何時だ？まだ3時か!! わっせやべえ、早よ目覚めてしもた！医者さんに診てもろか」

**Panel 3:** A woman with a shocked expression holds a glass of beer. A speech bubble says: 「お酒は寝つきを良くしても、後半部分の睡眠を障害するため、夜中に目が覚めてぐっすり眠れなくなるのです。」

**Panel 4:** The man from Panel 1 is smiling and giving a thumbs up. A speech bubble says: 「寝る前の酒はいかんのじゃな～」 Below him is a green box with the text '健康第一'. A woman with a worried expression says: 「あなた最近お医者さんのお世話になってるわね」

## 平成27年度 労働保険年度更新手続について

(公社) 鹿児島県労働基準協会

会員事業場様

平成27年2月26日付け鹿児島労働局長より「平成27年度労働保険年度更新手続」の広報依頼がありましたので下記のとおりお知らせ致します。

事業主の皆様へ

平成27年度 労働保険年度更新手続のお知らせ

### 6月1日（月）から7月10日（金）までは労働保険料の「年度更新」申告・納付期間です

- 6月はじめに送付されます労働保険料申告書・納付書により、期間中に申告・納付を行っていただきますようお願いします。
- 平成23年度から、年度更新の審査業務が外部委託され、申告書の受付は、原則として記入漏れ等をチェックするだけの確認作業になります。このため、申告書に記入誤り・漏れがないよう、自主的な記入・申告をお願いします。
- 電子政府の総合窓口（e-Gov）からも電子申請による年度更新申告ができます。

問い合わせ先 鹿児島労働局労働保険徴収室 適用係 電話 099-223-8276

## 平成27年度緑十字賞候補の推薦について

(公社) 鹿児島県労働基準協会

会員事業場様

中央労働災害防止協会（中災防）は、長年にわたり産業安全又は労働衛生の推進向上に尽くし顕著な功績が認められる個人及び職域グループに対して毎年全国産業安全衛生大会において緑十字賞の表彰を行っています。

この度、中災防理事長より平成27年2月20日付けで、当協会長あて緑十字賞候補の推薦依頼があり、表彰規程に基づき候補者を募ることにしましたのでご案内致します。

### 中災防緑十字賞表彰規程（抜粋）

#### （目的）

第1条 この規程は、中央労働災害防止協会（以下「中災防」という。）が、長年にわたり我が国の産業安全又は労働衛生の推進向上に尽くし、顕著な功績が認められる個人及び職域グループに対して行う緑十字賞表彰に関する事項を定めることを目的とする。

#### （表彰の対象）

第2条 緑十字賞の対象となる個人は、次の各号に該当するものとする。

##### （1）次のいずれかに所属する者

イ 中央労働災害防止協会定款（以下「定款」という。）第5条に定める会員又は会員に加入する事業場等  
ロ 定款第13条に定める賛助会員である事業場等  
ハ 大学又は研究機関等

##### （2）事績に関し、次のいずれかに該当する者

イ 企業又は団体において以下の業務又は事業（以下「業務等」という。）に10年以上從事し、全国的又は地域的にその業績が顕著で他の範とするに足りる者。ただし、その功績が極めて顕著な場合は、以下の從事年数を7年以上とすることができる。  
(イ) 産業安全の推進  
(ロ) 労働衛生の推進

#### （イ）産業安全及び労働衛生の推進

ロ 企業又は団体において以下の業務等に長年にわたり從事し、その推進向上に顕著な貢献をした者

#### （イ）産業安全の推進

#### （ロ）労働衛生の推進

#### （ハ）産業安全及び労働衛生の推進

ハ 大学又は研究機関等において産業安全又は労働衛生の研究に從事し、その業績が学会等において広く認められている者

#### （3）表彰日において満45歳以上である者

（4）産業安全又は労働衛生に関し、叙勲、褒章、内閣総理大臣賞又は厚生労働大臣功労賞のいずれかについても授与されていない者

2 緑十字賞の対象となる職域グループは、次の各号に該当するものとする。

#### （1）次のいずれかに所属するもの

イ 定款第5条に定める会員又は会員に加入する事業場等

ロ 定款第13条に定める賛助会員である事業場等

（2）産業安全又は労働衛生推進のための活動を10年以上行い、全国的又は地域的にその業績が顕著であるもの。その功績が極めて顕著な場合は、活動年数を7年以上とすることができます。

問い合わせ先等 平成27年4月30日までに、最寄りの支部または当協会本部  
(電話099-226-3621) までお問い合わせ下さい。

## 「STOP！ 転倒災害プロジェクト2015」のご案内

(公社) 鹿児島県労働基準協会

会員事業場 様

転倒による全国の休業4日以上の死傷者数は25,000人超（平成25年度）で、死傷災害全体の約20%を占め、その割合は増加しています。

また、今後労働力人口の一層の高齢化が見込まれる中、事業場をはじめとする転倒災害防止対策の徹底が求められています。

このような背景を受け、厚生労働省と中災防をはじめとする労働災害防止団体が主唱者となり、本年1月20日から「STOP！ 転倒災害プロジェクト2015」を開始したところです。

つきましては、転倒災害防止の一層の取り組みをお願い致します。



# STOP!

# 転倒災害

職場で転んでケガすること、多くないですか？

仕事中に転んで、4日以上仕事を休んだ方は年間25,000人を超えて、労働災害全体の1/5強を占めています！  
仕事中も含めて一般生活で、転倒・転落で亡くなる方は交通事故で亡くなる方より多いのです。



今や、転倒災害の防止は、国民的課題です。

「STOP！転倒災害」職場から転倒災害をなくしましょう！

## [STOP!転倒災害プロジェクト2015]とは？

厚生労働省と中央労働災害防止協会をはじめとする労働災害防止団体が主唱者となり、休業4日以上の死傷災害で最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため、今年1年をプロジェクト期間として「STOP!転倒災害プロジェクト2015」を開始します。

昨年は、記録的な大雪により、2月の転倒災害の発生件数が大幅に増加しました。今年もすでに多くの地域が大雪に見舞われています。

また、高齢労働者が転倒した場合には、休業日数が長くなる傾向が見られ、労働力人口の一層の高齢化が見込まれる中、事業場における転倒災害防止対策の徹底が求められています。

このプロジェクトでは、転倒災害の多い2月と全国安全週間準備月間である6月を重点取組期間として、安心して働く職場環境の実現を目指します。

# 転倒を防ぐコツ！

「すべる」「つまずく」「踏みはずす」これが転びの3タイプ。転倒災害を防ぐには、

- ① 転びを予防する基礎知識やノウハウを学び、職場に活かす
- ② 職場巡視、4S(整理、整頓、清掃、清潔)活動を展開し、転びの要因を取り除く
- ③ KY(危険予知)で転ぶ危険を感じ取り、日々KY活動を実践する
- ④ 転び多発場所にステッカーを貼るなど危険の「見える化」を進める
- ⑤ 作業に適した転びにくい安全靴を使う
- ⑥ 筋力アップや体力づくりの運動を行う

などの対策が望まれます。

中央労働災害防止協会(中災防)は、みなさんの職場から転倒災害をなくすため、「転びの予防セミナー」など関連する研修・セミナー、企業への専門家派遣(安全診断、教育講師等)、ポスター・ステッカー等いろいろなツールを取り揃えています。

テキスト  
の例



ポスター  
の例



すべり止め  
テープ



中央労働災害防止協会(中災防)は、「STOP!転倒災害プロジェクト2015」の特設サイトを開設し、みなさんからのアクセスお待ちしています。

詳しくはこちら →

[中災防 転倒災害防止](#)

で

検索



## 第16回 現場力強化のためのライン管理者コーチングセミナーを受講して

(公社) 鹿児島県労働基準協会  
ヘルスサポートセンター鹿児島 健診事業部  
副部長 森岡 英和

平成27年2月24日(火)～25日(水)の2日間、コーチングセミナーが開催され、ほとんどは県内からの参加であったが、遠くは愛媛県、福岡県からの参加もあった。参加者のほとんどが部下を持つ管理者・監督者であり、職種も様々であった。

「ゼロ災でいこう ヨシ！」の指差し呼称と唱和から始まったセミナー。普段全く実践していない私にとって、戸惑いが隠せなかった。



事故・災害の発生源である職場風土づくりに最も強い影響を与えるのは、その職場の上司の日々の行動であり、その人の態度、仕事ぶり、人となり、人柄、人間味であることを学んだ。また、職場にひそむすべての危険を事故が発生する前に発見し、把握し、予知してその解決に努めるために日々行動しなければならない。

危険予測をするには、それにつながる身の回りに起きている小さな問題点を抽出し、その問題解決をしなければならない。その方法として問題解決4ラウンド法なるものを学び、グループワークで実践した。

問題提起～問題解決までの会議の進め方をはじめ、立案、記録の取り方、行動目標設定まで、全員が同じ意識で取り組むべき設定の仕方を学ぶことができた。目標設定する度に、指差し呼称を行い、全員の問題意識を持たせる。

この指差し呼称。我々の職場でどう活用するかは課題であるが、問題解決に向けての立案や目標設定の挙げ方については非常に学びになった。

安全衛生・安全教育・労災防止など、言葉としてよく見たり聞いたりしていたが、深い意味合いがあることを痛感した。また、管理者コーチングの重要性を学び、部下への健康配慮・声掛けなども積極的に行い、働く者全員が問題意識をもって従事できる環境にしたいと思った。

セミナーには、日本澱粉工業(株)品質保証部の藤崎圭子さんも参加されました。



藤崎さんは、会社で製品の分析、管理業務等を担当されており、当日は男性陣といっしょになって指差し呼称等を実演していました。

セミナーでは、部下への目配り、気配り、心配りを再認識することができ、また、学んだコーチング手法のノウハウを現場で活かしていきたいと決意を新たにされていました。



実演中の藤崎さん

# 平成26年度鹿児島県労働災害防止研修会を開催しました

(公社) 鹿児島県労働基準協会

平成26年度鹿児島県労働災害防止研修会を鹿児島労働局の後援を頂き、2月20日（金）鹿児島市において開催しました。

当日は、県内の事業場の安全衛生担当者をはじめ、関係機関の担当者161名の参加があり職場における労働安全管理水準の向上を目的に研修を行いました。

開会にあたり、当協会の吉本耕作専務理事が、この研修会は、労働災害防止と健康障害予防を図る目的で実施しており、今日学んだことを職場に持ち帰り是非災害防止活動に活かしてほしいと挨拶を行いました。

最初の講演は、厚生労働省鹿児島労働局健康安全課の牧角文治産業安全専門官より、「最近の安全衛生行政」と題し、講演を頂きました。

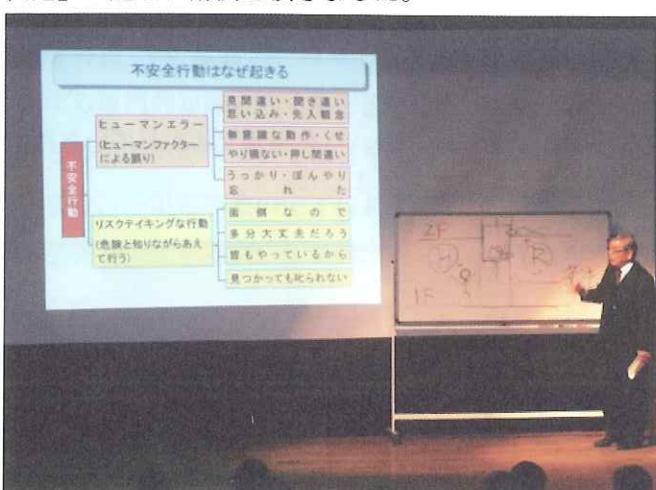
牧角文治産業安全専門官は、講演の中で、①平成26年の労働災害発生状況、②平成26年8月「労働災害のない職場づくりに向けた緊急対策」の状況報告、③「STOP！転倒災害プロジェクト2015」について、④死亡災害事例、⑤法改正「足場からの墜落防止対策の強化」、⑥「リスクアセスメントの勧め」について資料に基づき説明をされました。

また、平成26年の鹿児島県における死亡災害の発生（平成27年1月7日現在）は、21名と多く発生し、仕事中に転倒して4日以上仕事を休む方は、全国で年間26,000人ほどで、労働災害の種類では最も多くなっていることです。その他、死亡災害事例では、絵を取り入れてわかりやすく説明をされていました。



会場の様子

また、中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンターの甲斐俊文安全管理士より、「自主的安全衛生活動の促進」と題し、講演を頂きました。



甲斐講師の講演

甲斐俊文安全管理士は、①「自主的安全衛生活動には」、②「5S活動」、③「ヒヤリハット」、④「安全衛生パトロール」、⑤「問い合わせKY」等を中心講演されました。特に、安全パトロール時の心構えとして、①見落とさない、②褒める、③すぐできることは、その場で改善させる、④あら探ししない、⑤対話を心がける。⑥不安全行動にも目を向けるなど、パトロール時の心構えをしっかりと持つことが重要と説明されました。

最後に、職場から労働災害をなくしていくことを誓い閉会しました。

この研修は、毎年2月に鹿児島で開催しています。

本誌2月号、3月号のナンバーが誤って記載しておりました。  
下記の通り訂正し、お詫び申し上げます。

2月号 No.676

3月号 No.677

## 車両系建設機械（解体用）運転技能特例講習

平成27年6月30日で終了となります。

未修了者はお急ぎください。

解体用つかみ機

鉄骨切断機



コンクリート圧碎機

### 《日程》

鹿児島地区：6月29日（第1種、第2種、第3種）

鹿屋地区：6月12日（第1種、第3種）

※詳細は、ホームページをご覧いただけ、案内書をお取り寄せください。

### 鹿屋地区での講習会のお知らせ

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
玉掛け技能講習  ※鹿屋支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL0994-40-9055 FAX0994-40-9056	5/11～5/13	4/13～4/15	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転、小型移動式クレーン運転技能講習修了者

### 喜界町地区での講習会のお知らせ

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
小型移動式クレーン運転技能講習  ※大島支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL0997-53-5487 FAX0997-53-6270	5/19～5/21	4/13～4/17	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
玉掛け技能講習  ※大島支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL0997-53-5487 FAX0997-53-6270	5/26～5/28	4/13～4/17	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転、小型移動式クレーン運転技能講習修了者

## 平成27年5月 講習開催のご案内

## 講習のご案内

鹿児島教習所実施分  
所在地：鹿児島市七ツ島1-6-2問い合わせ・申込書取り寄せ先  
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622  
鹿児島基準協会 検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
有機溶剤作業主任者	5/7～5/8	4/6～4/10	会員 12,824円 一般 13,824円	【受講資格】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・車両系建設機械運転（整地等又は解体用）技能講習修了者
不整地運搬車運転	5/7～5/8	4/6～4/10	会員 34,480円 一般 35,480円	
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 5/11～4/15	4/13～4/17	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	
			【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	
床上操作式クレーン運転	5/11～5/13	4/13～4/17	【全科目者】 会員 28,730円 一般 29,730円 【科目免除者】 会員 26,570円 一般 27,570円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 5/18～5/22	4/20～4/24	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	
			【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育修了者
玉掛け	5/18～5/20	4/20～4/24	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	5/25～5/26	4/20～4/24	【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円 【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円	
			【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目となっております。)	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
移動式クレーン運転実技教習 (5t以上) [実技免除]	5/25～5/30	4/20～4/24	【全科目者】 会員 89,720円 一般 90,720円 【学科免除者】 79,920円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
小型移動式クレーン運転	6/1～6/3	4/27～5/1	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	6/3～6/5	4/27～5/1	会員 18,440円 一般 19,440円	
卷上げ機の運転	6/1～6/2	4/27～5/1	会員 15,340円 一般 18,580円	
衛生推進者養成講習	5/13	4/13～4/17	会員 8,032円 一般 8,532円	
職長その他現場監督者	5/14～5/15	4/13～4/17	会員 12,744円 一般 15,984円	
安全管理者選任時研修	5/28～5/29	4/20～4/24	会員 16,632円 一般 20,952円	

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。  
 2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。